

公益的機能維持増進協定による事業の実施について

米代東部森林管理署上小阿仁支署 業務グループ 総括森林整備官 九嶋勉

1. はじめに

当支署における「公益的機能維持増進協定（以下、協定という。）」について説明する。介在地等の民有林は、孤立していたり規模が小さく効率的な森林の整備ができない等の理由で、これまでなかなか手入れをする機会に恵まれていなかった。そこで、平成24年6月の森林法の改正により「公益的機能維持増進協定制」が創設され、国有林野事業が隣接民有林等を含め、一体的な森林整備が行えることになった。

表-1は全国での協定状況である。全国で6箇所協定を締結しており、うち間伐が4件、外来種駆除が2件となっている。上小阿仁支署においては東北局管内で第1号の協定締結となり、間伐（活用型）で協定を締結したのでその実行結果について発表する。

表-1 全国の協定状況

協定締結時期	所在	森林管理局	森林管理署	内容
H26.02.28	静岡県 浜松市	関東	天竜森林管理署	間伐
H26.03.07	秋田県 上小阿仁村	東北	上小阿仁支署	間伐
H26.03.14	栃木県 日光市	関東	日光森林管理署	間伐
H26.03.28	鹿児島県 屋久島町	九州	屋久島森林管理署	外来種駆除
H26.03.28	鹿児島県 霧島市	九州	鹿児島森林管理署	間伐
H26.04.21	東京都 小笠原村	関東	局直轄	外来種駆除

2. 候補地選定から協定締結までの経緯

協定締結による森林所有者にとってのメリットについては、事業費の2/3を国が負担することで通常の民有林補助事業と同等の所有者負担により事業が実施できる。国有林の事業との一体的な実施により、低コストでの実施が期待できる。そして、間伐木の販売により収入見込みがある場合、国が委託先を紹介することで木材販売に不慣れな所有者の負担を軽減することが出来ること等が考えられる。

次に、協定の流れについて概略を説明する。初めに候補地を選定する。前提として「市町村森林整備計画」に定められた「公益的機能別施業森林」であることが要件になる。候補地を絞り込み、現地調査をする。その後、協定書（案）の作成、各種関係法令手続きを経て、協定の締結に至る。

実際に上小阿仁支署で実施した協定締結までの行程を説明する。候補地の位置を図-1に示す。候補地は上小阿仁支署から約6.4km地点に位置しており、木材の運搬など非常に良好な立地条件であった。国有林の事業地と近接しており、一体的な実施による低コスト化が期待できる。当支署ではこの候補地を選定した。この所有者は、木材業を営んでいるという事もあり、



図-1 候補地の位置図

、何度か所有者を訪れ事業の内容を説明したところ、前向きに検討していただくことになり、局計画課と連絡調整を行いながら協定締結を進めた。

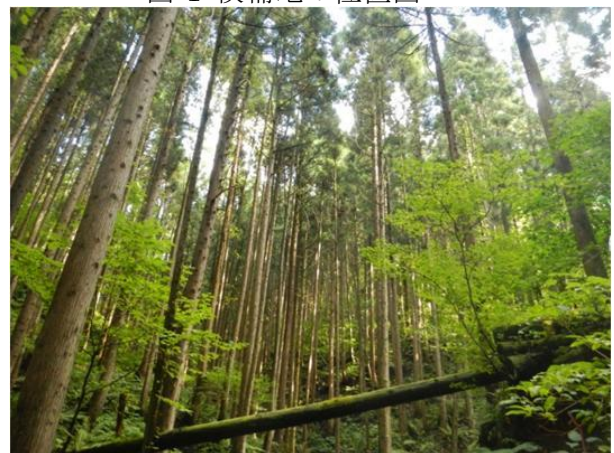


図-2 候補地の林内の様子

介在民有林の林内の様子を図-2に示す。根曲がりが多く、生育が良好であることがわかる。協定者によると、枝打や除伐等の保育作業は行ったことがあるが、間伐や作業道の作設については今回が初めてであった。その後、採材や販売委託先についての要望等、打ち合わせを重ねて平成26年3月7日に局において、局長と民有林所有者との間で協定締結が行われ、8月15日に生産請負契約の締結し、民有林については10月9日より生産事業が開始した。

3. 事業実行結果

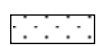


実際に事業がどのように進められたかを説明する。事業実行にあたり、協定者から「低質材は搬出しない」との要望があった。よって、低質材は搬出の支障とならない箇所へ集積し、降雨などにより流出しないよう実施した。また、伐採時期については「虫の入らない秋口がいい」との要望があった。

造材指示は表-2の通りとした。3.65mA材を最優先に採材することとし、2.00m材については24cm以上、小径木については4.00m材で採材するよう指示した。指示の特徴は3点ある。1点目は、造材指示を国有林と足並みをそろえることによって、まとまった木材が出材されることによる「スケールメリット」の効果が期待できることである。木材買い受け業者が現物を確認できるような状況を作り上げることが狙いである。2点目は、A材の比率を高めるよう、造材をきめ細やかに実施することである。協定者からの要望で、「低質材については搬出しない」ことを踏まえ、作業現場では極力A材を取るよう欠点の部分を慎重に見極め、無駄のない採材に努めるよう指示した。3点目は、

市況動向に応じたことである。内容は、木材買い受け業者などからの聞き込みによると3.65m材の中目材が市場に少ないこと。次に、現地の立木の状況から、中目クラスの良材が採材できることが予想されること。3点目として、直近9月末の上小阿仁支署の販売状況から、4.00m材ではなく3.65m材の方が単価が高いこと。以上の理由で、3.65m材を最優先で採材するよう指示した。

表-2 造材指示の内容

	小	中	大
	8~13cm	14~28cm	30cm~
4.00m	造材可能	—	—
3.65m	—	最優先	最優先
2.00m	24cm~最優先 造材可能		
民有林部分の低質材は搬出しない			

	A材
	B材
	C材

搬出に関して注意した点は、支障木の発生を極力抑えるとともに、残存する立木に損傷を与えないようトタンなどで当て木を行いながら作業を進めた。図-3,4は事業実行前と事業終了後の比較写真である。林内は間伐により水源涵養機能等公益的機能が向上した。作業道についても、今後木材を搬出するうえで継続的に使用可能となった。土場については、既設林道の脇に作成した。バークがちらばることなく、きれいな状態を維持している。民有林については10月21日をもって生産事業は終了した。



図-3 事業実行前の林内の様子



図-4 事業実行後の林内の様子

生産量については、予定生産量を大幅に超えて出材された。要因として、協定箇所の立木が通直・完満だったことが考えられる。また、C材の発生を極力抑えるよう欠点である曲がりなどを細かく排除することにより、結果A材の比率が69%となりC材の発生を当初予定した20%から5%まで抑制できたためと考えられる。

表-3 予定生産量と実行生産量の比較

	A材	B材	C材	生産量(m ³)
予定	75 (40%)	75 (40%)	36 (20%)	186
事業実行後	240 (69%)	91 (26%)	17 (5%)	348

4. 販売事業実行結果

販売事業について説明する。図-5は協定箇所から出材された民有林材の入札参加者の所在地を示す。民有林と国有林の造材指示を統一することにより「スケールメリット」が生まれ、県北、県南から入札に参加したことが分かる。

販売平均単価及び長級別の金額については、3.65m材で直近の販売単価を超えた。生産された材の評判は良好で、全体の平均単価は同じ条件で比較した当支署の平均単価を上回る結果となった。造材指示の狙いである販売金額の増加は達成することができた。



図-5 当事業山元土場と木材買受業者の位置図

協定者協力金の額は「協定者協力金の上限額」と「木材の販売額」を比較して小さい方を協力金とする。今回の販売結果を受けて「協定者協力金」は、民有林にかかる事業費の1/3が負担となり、今回の協定では実質的な負担はなかった。

5. 事業の評価

事業完了後、民有林所有者に当事業を終えての評価を伺い、回答を得た。以下に要約したものを記載する。

- (1) 事業は計画通り順調に進んで安心した。
- (2) 造材指示は時期的な調整や販売の状況を見ても適切だった。
- (3) 木材の販売額は予想を上回った結果に驚いた。
- (4) 状況をこまめに連絡されていたので安心して事業を進めることができた。
- (5) 再度協定を締結する機会があれば是非お願いしたい。

最後に今回の事業の結果として、民有林については実質的な負担がない中で森林整備が行われ、森林経営の今後の見通しを立てることができた。なお、民有林材の販売時期、採材を考慮しての伐採の検討が重要であった。国有林については、垣根を越えて民有林関係者と連携することができ、流域としては、「公益的機能の維持増進」の当初目的を果たすことができた。